

お客様と弊社との間に別有効な基本取引契約が締結されていない場合、お取引は以下の当社基本取引契約に準じてなされるものとします。

基本取引契約

第1条（本契約の目的） 本契約は、パーカー・ハネフィン日本株式会社（以下、「売主」という。）とお客様（以下、「買主」という。）とが相互利益尊重の理念と取引上の義務を信義誠実に基づいて履行し、公正な取引関係を維持するために締結されます。

第2条（定義） 本取引基本契約において、以下の用語はそれぞれ次に示す意味を有します。

本件部品 売主が供給するあらゆる有形のパーツ、システムまたは構成部品をいいます。

本件製品 見積書に記載される本件部品、本件サービスおよび本件ソフトウェアをいいます。

見積書 本件製品の供給について売主が買主に対し提示する申入または提案をいいます。

本件サービス 売主が提供するあらゆるサービスをいいます。

本件ソフトウェア 本件部品に組み込まれているか別途ダウンロードするかを問わず、本件部品に関連するあらゆるソフトウェアをいいます。

本販売条件 本取引基本契約の条件をいいます。

第3条（販売条件） 売主による本件製品の販売は全て、明示的に本販売条件を条件とし、本販売条件の承諾に準拠します。本販売条件は、売主が買主に提供する全ての見積書に組み込まれ、その一部となります。口頭、書面、電子データでの連絡またはその他の電子商取引のいずれによるかを問わず売主に伝達された買主による本件製品の注文は、本販売条件の承諾とみなすものとします。売主は、買主が本販売条件と相反する条件または追加の条件を提示した場合、当該条件に応諾しません。売主の注文請書において買主の注文書または注文番号への言及がある場合であっても、買主の購入条件を売主が承諾したものとはなりません。権限を付与された売主の代表者が書面で同意し、署名した場合を除き、販売条件の変更は、売主に対し拘束力を有しません。

第4条（価格・支払） 見積書に記載された本件製品は、見積書に示す価格で販売に供されます。見積書に別段明記されない限り、価格は30日間有効で、消費税その他の必要な賦課金を含みません。

本覚書の定め通り提案されたか確認済かに関わらず、市況に何らかの重大な変化が生じた場合、売主は直接的、間接的に生じた追加費用を賄うためここに指定される価格が変更されるか追加料金のかかる場合があります。（この重大な変化には、為替相場、物流コスト、労働コストや原材料費の変化が含まれるが、しかしこれに限るものではありません。）

売主による別段の指定がない限り、製品は売主の施設での FCA（運送人渡し）条件（インコタームズ 2020）に基づき引き渡されます。全ての販売は与信の承認を条件とし、かつ全ての購入に係る代金の全額は請求書の日付の 30 日後（または見積書において指定する日）を支払期日とします。請求金額のうち指定支払日までに支払われなかった金額には 1 カ月につき 1.5 パーセント（または適用法に基づき認められる最大限の利率）の利子が課されます。

第 5 条（輸送・引渡・所有権および危険負担） 引渡日はいずれもおおよその日付であり、売主は遅延に起因するいかなる損害についても責任を負いません。買主は、買主の作為または不作為に起因して売主に生じた輸送費の増加分の一切について責任を負うものとします。買主は、事前に書面による売主の承認を得ることなく、本件製品を返品またはリパッケージをしてはなりません。

第 6 条（保証）：本件製品の保証内容は以下のとおりです。(i) 本件部品は、材料または製造技術上の瑕疵について、引渡日から 12 カ月が経過した時点か、使用時間が 2,000 時間に達した時点のいずれか早い方の時点まで保証されます。(ii) 本件サービスは、一般的に適切と認められる慣行に従って、かつ本件サービスに関連する分野において通常実践され、慣習となっている程度の注意力と技能を用いて実行されるものとし、本件サービスの完了日から 6 カ月間保証されます。(iii) 本件ソフトウェアは、引渡日から、または買主もしくはエンドユーザーがダウンロードする場合は初回ダウンロード日から、それぞれ 90 日間、売主から買主に提供された該当する仕様書に従って作動することのみが保証されます。全ての価格は、上記の排他的限定保証および以下の保証の排除に基づくものです。除外条項・保証免責事項の条件および表明 上記保証は、本件製品に関する唯一かつ全ての保証、条件および表明を記載したものです。売主は、法令によるものであるか、明示的であるか黙示的であるかを問わず、その他全ての保証、条件および表明（設計、非侵害、商品性および特定目的への適合性に関するものを含みますが、これらに限られません。）を否定します。売主は、本件ソフトウェアにエラーがないこともしくは一部に不具合があっても機能し続けること、または買主が安全に、もしくは中断されることなく本件ソフトウェアを使用できることを保証しません。売主が書面で別段承認する場合を除き、本件ソフトウェアを危険であるか、リスクの高い作業または環境に関連して使用してはならないものとします。本取引基本契約に明示的な記載がない限り、本件製品は全て「現状のまま」で提供されます。

第 7 条（請求・訴訟手続きの開始） 買主は、全ての本件製品を受領次第速やかに検査するものとします。不足に関する請求は、引渡し後 10 日以内に売主に報告されない限り認められません。保証違反の申立てについては、買主が不適合を発見した日または発見したはずであった日から 30 日以内に、買主が売主に通知するものとします。契約違反その他の主張（不法行為、過失その他を含みます。）に基づく、売主に対する請求または訴訟は全て、その発見日にかかわらず、申立ての対象である違反その他の事案が発生した日から 12 カ月以内に手続きを開始しなければなりません。

第 8 条（責任の限定） 保証違反が生じた場合、売主は、その選択により、不適合である本件製品の修理もしくは交換、本件サービスの再履行または支払済購入代金の払い戻しを合理的な期間内に行います。売主は、いかなる場合も、契約、不法行為またはその他の法的理論に依拠するかを問わず、いかなる特別損害、間接損害、付随的損害または派生的損害（逸失収益もしくは逸失利益を含みます。）についても責任を負いません。いかなる場合も、買主が行う請求に基づく売主の責任は、当該本件製品に対し支払われた購入代金の額を超えないものとします。

第 9 条（秘密情報） 買主は、直接であるか間接的であるかを問わず、過去において買主に開示

もしくは引き渡されたか買主の利用に供された、または今後買主に開示もしくは引き渡されるか買主の利用に供される、売主の技術上、商業上またはその他の秘密の情報（価格設定、製図もしくは印刷物および部品リストの全てまたはそのいずれかを含みますが、これらに限られません。）（以下「秘密情報」といいます。）は全て、秘密に受領済みであるか今後秘密に受領するものであり、引き続き売主の財産にとどまることを認識し、かつこれに同意します。買主はさらに、売主の利益以外のいかなる目的にも売主の秘密情報を使用しないことに同意します。

第 10 条（買主の財産に対する損失） 買主が供給した、または現在買主の財産であるか、将来買主の財産となる、工具、原型、材料、装置または情報（以下「買主財産」といいます。）を使用して製造する本件製品を買主が 2 年連続して発注しなかった場合、売主はかかる買主財産を使用しなくなったものとみなし、これを破棄することができます。また、売主は買主財産を自己が保有しているか自己の管理下に置いている間に買主財産に生じるいかなる損失または損害についても責任を負わないものとします。

第 11 条（特殊工具）「特殊工具」には、本件部品の製造のために取得されるか必要である工具、治具、固定具および関連製造装置が含まれますが、これらに限られません。売主は、いずれの特殊工具についても工具料金を課すことができます。かかる特殊工具は、買主が料金を支払った場合においても、現在、将来ともに変わらず、売主の財産であるものとします。特殊工具が特に買主のための本件部品の製造に合わせて改造または改変され、買主が料金を支払った場合においても、買主は、かかる特殊工具に対する何らの権益も取得するものではありません。別段の合意がない限り、売主は、特殊工具または売主が所有するその他の財産を、その単独の裁量においていつでも、改造、廃棄またはその他の方法により処分する権利を有します。

第 12 条（担保権） 買主が支払うべき全額の支払を保証するため、売主は、買主に引き渡した全ての本件製品に対する担保権を保持します。買主が販売条件を承諾することにより、米国統一商事法典に基づく Security Agreement（担保契約）が成立したものとみなされます。買主は、売主に対し、買主の代理人として、売主の担保権の対抗要件を具備する上で必要であると売主がみなす全ての書類を買主に代わり作成・署名し、提出する権限を付与します。

第 13 条（ユーザーの責任） 買主は、自ら分析およびテストすることにより、本件製品の最終的な選定の実施ならびに本件製品の応用に関する性能、耐久性、保守、安全性および警告の各要件の遵守を確実にすることにつき単独で責任を負います。買主は、かかる応用のあらゆる側面を分析し、適用される業界標準および規格、ならびに見積書または本件製品と共に提供される全ての技術情報（売主の指示、ガイドおよび仕様書等）に従わなければなりません。買主が提供するデータまたは仕様をもとに売主が本件製品のオプションまたは本件製品にかかわるオプションを提供する場合、買主は、かかるデータおよび仕様は本件製品の全ての応用および合理的に予見可能な使用方法に対して適切かつ十分であることを判断する責任を負います。買主が本件製品のエンドユーザーでない場合、買主は、そのエンドユーザーが本条の規定を遵守することを保証します。

第 14 条（本件製品の使用・買主による補償） 買主は、売主が見積書または本件製品と共に提供する全ての指示、ガイドおよび仕様書を遵守するものとします。不正使用 買主が売主の指示、ガイドもしくは仕様書で禁じられた方法で本件製品を使用もしくは再販売した場合、またはその他の形で売主の指示、ガイドおよび仕様書を遵守しなかった場合、買主は、かかる使用、再販売または不遵守について単独で危険を負担することを了解します。買主はさらに、(a) 本件製品の不適切な選定、設計、仕様、応用もしくは誤用、(b) 過失によるかに関わらず、買主の何らかの作為もしくは不作為、(c) 買主が用意した原型、工具、装置、平面図、図面、設計図、仕様その他の情報もしくは事物の売主による使用、(d) 外因による本件製品の損傷、売主以外の者による修理もしくは修理の試み、売主が提供する指示、ガイドおよび仕様書の不遵守、売主以外の者が提供した物品を用いての使用、もしくは本件製品の開封、変更、分解、改ざんもしくはリパッケージ、または(e) 買主の本販売条件不遵守に起因して、または関連して生じた人的損害、物的損害、知的財産の侵害またはその他のあらゆる請求に係る損失、請求、責任、損害、訴訟、判決ならびに費用（弁護士費用および防御費用を含みます。）の一切について、売主に補償し、かつ売主を防御し、免責するものとします。売主は、販売条件に別段の規定がない限り、事情の如何を問わず、買主に補償しないものとします。

第 15 条（取消しおよび変更） 買主は、理由の如何を問わず、いかなる注文も、取り消し、または変更すること（本件製品の引渡日の変更を含みますが、これに限られません。）ができません。ただし、書面による売主の同意を取得し、かつ直接的、付随的および派生的損失または損害ならびに追加費用の一切について売主に補償し、かつ売主を防御し、免責する場合はこの限りではありません。売主は、いつでも、本件製品の機能、仕様、設計および供給力を変更することができるものとします。

第 16 条（譲渡の制限） 買主は、売主の書面による事前の同意を得ることなく、自らの権利または義務を譲渡することができません。

第 17 条（不可抗力） 売主は、その合理的な制御能力を超える事由または事情による自らの義務の履行遅滞または不履行について責任を負いません。かかる事情には、事故、労働争議もしくはストライキ、政府の法令もしくは命令、天災、世界規模での伝染病流行、その他の疾病のまん延もしくは公衆衛生上の緊急事態、運送業者もしくはサプライヤーの配達遅滞もしくは配達不着、資材不足、戦争（宣戦布告の有無を問いません。）もしくは戦争発生の深刻なおそれ、暴動、反乱、テロ行為、火災、または上記に類する、もしくは上記とは異なる理由を含みますが、これらに限られません。売主は、不可抗力事由が解消した後、可及的速やかに自らの義務の履行を再開します。不可抗力による影響を受けた引渡日は全て、当該不可抗力の継続期間中停止され、当該不可抗力状態が終息した後、可及的速やかに双方が合意する日に再設定するものとします。不可抗力には、当事者、関係者または下請業者のうちいずれかが陥る財政難、支払不能、破産またはその他これらに類する状態は含まれないものとします。

第 18 条（権利放棄および分離可能性） 本販売条件のいずれかの規定を執行しなくとも、当該規定は無効とはならず、いずれの当事者についてもその後当該規定を執行する権利が損なわれるこ

とはありません。本販売条件のいずれかの規定が無効になった場合においても、本取引基本契約のその他いずれの規定も無効とはならず、残存する規定は有効に存続します。

第 19 条 (契約の終了) 売主は、買主に対して 30 日前までの書面による事前通知を行うことにより、理由の如何を問わず、いつでも、本販売条件に準拠する、または本販売条件より生じるあらゆる契約を終了することができます。買主が(a)本販売条件のいずれかの規定に違反した場合、(b)支払不能に陥った場合もしくは陥ったとみなされる場合、(c)買主の財産の全部もしくは一部について、受託者、管財人もしくは管理人を選任するか、選任した場合、(d)破産を自ら申し立てるか、第三者から買主に対しかかる申立てがなされた場合、(e)債権者のために譲渡を行った場合、または(f)自己の事業を解散し、もしくは自己の資産の全てもしくは大部分を清算した場合、売主は、書面で直ちに解除することができます。

第 20 条 (本件ソフトウェアの所有権) 売主は、本取引基本契約に基づき買主に供給される全ての本件ソフトウェアの所有権を保持します。買主は本件ソフトウェアにつき、いかなる場合も、その使用に限定し、かつ本件ソフトウェアに付帯して提供されるその他全ての条件の遵守を条件とするライセンスの性質上の権利を上回るいかなる権利も取得しないものとします。

第 21 条 (知的財産権侵害に係る補償) 売主は、本条に定めるものを除き、いかなる特許、商標、著作権、トレード・ドレス、営業秘密またはこれらに類する権利（以下「知的財産権」といいます。）の侵害についても責任を負いません。 売主は、本取引基本契約に基づき販売された一つまたは複数の本件製品が、売主が買主に当該本件製品を引き渡した国における第三者の知的財産権を侵害しているとする第三者の請求に基づき買主に対し提起された訴訟において、自らの費用負担で防御し、裁定された全ての和解または損害賠償の費用を支払います。買主を防御し、かつ買主に補償する売主の義務は、買主がかかる請求を認識してから 10 日以内に売主に通知し、かつ、当該請求の防御（和解または示談のための交渉の全てを含みます。）について、売主が単独で決定できていることを条件とします。本取引基本契約に基づき販売された一つまたは複数の本件製品がかかる請求の対象となった場合、売主は、その単独の費用負担および裁量において、当該本件製品の使用を継続する権利を買主のために確保し、当該本件製品を交換もしくは変更して侵害要素を含まないものにする、または本件製品の返品を受領して購入価格から妥当な減価償却額を差し引いた金額を返金することを申し入れることができます。売主は、(i)買主が提供した情報に起因するもの、(ii) 本取引基本契約に基づき提供された本件製品のうち、買主が設計の全部もしくは一部を指定したもの、または(iii)本取引基本契約に基づき提供された本件製品のシステムにおける変更、組合せもしくは使用の結果として生じたものの侵害に対する請求については何らの義務または責任も有しません。本条の前記規定は、知的財産権の侵害に対する請求について、売主が負う唯一かつ排他的な責任であり、買主が得られる唯一かつ排他的な救済措置となります。

第 22 条 (準拠法) 本販売条件ならびに全ての本件製品の販売および引渡しは、日本国において締結され、完全に履行される契約に適用されるものとして、抵触法の原則を排除し日本国法の下でなされたものとみなされ、かつ同法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。買主は、

本件製品の販売および引渡しに起因し、関連する全ての紛争、論争または請求について、東京地方裁判所の専属的管轄権に服し、これを専属的裁判地とすることに取消不能の形で同意し、これを承諾するものとします。

第 23 条 (完全合意) 本販売条件は、見積書の本文に記載する条件と合わせて、買主と売主との間の完全な合意事項であり、売買条件を最終的、完全かつ排他的に記載したものです。見積書の本文に記載の条件が本販売条件に抵触する場合は、見積書の本文に記載の条件が優先するものとします。書面によるか口頭によるかを問わず、本件に関して以前なされたか同時期に行われた合意または協議は、一切効力を有しないものとします。本販売条件は、権限を付与された売主の代表者が署名した書面によらない限り、変更することができません。

第 24 条 (法令の遵守) 買主は、アメリカ合衆国および買主が事業を展開する国のものを含む全ての適用ある法律、規程および業界・職業基準（米国海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」といいます。）、米国反キックバック法（以下「反キックバック法」といいます。）、米国および欧州連合の輸出管理・経済制裁法（以下「輸出管理法」といいます。）、米国食品医薬品化粧品法（以下「FDCA」といいます。）ならびに米国食品医薬品局（以下「FDA」といいます。）が公布する諸規程（上記それぞれの直近の改正を含みます。）を含みますが、これらに限られません。）を遵守することに同意します。買主は、買主、その従業員または代理人が上記法律、規程および基準に違反した結果として生じた事態について、売主に補償し、かつ売主を防御し、免責することに同意します。買主は、FCPA、反キックバック法、輸出管理法、FDCA および FDA の適用ある規定を全て熟知していることを確認するとともに、自己がそれらの要件を遵守し、かかる要件に対する売主の違反を招くおそれのある行為をしないことを保証します。買主は、何らかの不当な目的（本件製品を購入するよう、またはその他何らかの形で売主の事業に資するよう以下の者に影響を与える目的を含みます。）をもって、政府職員、外国の政党もしくはその職員、外国の公職就任候補者または営利事業体もしくは商人に対し、直接にも間接的にも、支払を行わず、有価物を贈与しないことを表明し、かつこれに同意します。買主はさらに、輸出管理法に違反する、または売主による同法の違反を招くおそれのある方法または目的で、売主の本件製品を受領、使用、修理、移転または輸送しないことを表明し、かつこれに同意します。買主は、買主の継続的な輸出管理法遵守に関するエンドユーザー・ステートメントその他の保証書をはじめ、要請された情報または書類を全て、迅速かつ確実に売主に提出することに同意します。

以上